



宮行評委第17号
平成21年3月23日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長 林 山 泰 久

宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価に
ついて（答申）

平成21年1月19日付け評価第60号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

記

1 現校舎は、耐力度調査の結果、危険建物に該当することから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すこと。

また、工事期間中は工事車両や機材に対する生徒等の安全対策についても配慮を行うこと。

2 校舎とグラウンドの間に道路を挟む施設配置となっていることから、生徒の交通安全対策については、改築後の施設再配置状況に応じて、従前以上の配慮を行うこと。

（規則第17条第1項第4号関連）

3 周辺が住宅地であることから、地域住民との対話に努め、工事期間中及び供用後も住民の理解を得られるような周辺環境に配慮した方策を講じること。

（規則第17条第1項第7号関連）

4 改築後のグラウンドを有効利用するため、関係者間で十分な協議を行い、計画を施すこと。（規則第17条第1項第4号関連）